

2022年8月22日

各位

株式会社 オウケイウェイヴ
代表取締役社長 福田道夫
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 取締役 野崎正徳
電話番号 03-6823-4306

当社株主の委任状勧誘に際しての違法行為及び委任状勧誘規制違反に対する当社の基本方針、及び、当社取締役会の意見（臨時株主総会の補足説明）に関するお知らせ

当社は、2022年6月17日付「株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ」に記載したとおり、当社株主である杉浦元氏、株式会社ブイ・シー・エヌ、有限会社ビージー、中井誠二氏、前民子氏、及び、LIU WEI（劉 巍）氏（以下あわせて「本提案株主」といいます。）より、臨時株主総会の招集請求を受けたことを契機として、2022年8月25日付で臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）を開催いたします。

当社は、本提案株主の一人である当社株主の杉浦元氏（以下「本株主」といいます。）に対して、本株主が本総会での委任状勧誘行為に際して再三にわたり違法行為及び委任状勧誘規制の違反行為（以下「本違反行為等」といいます。）を行っていることから、2回の警告書、及び、3回の抗議文を送付するに至っております。

今般、当社は、当社の株主をはじめ全てのステークホルダーの皆様に対して、本株主の本違反行為等に対する当社の基本方針、及び、当社取締役会の意見を、下記のとおり、本総会の補足説明として情報開示させていただきます。

なお、当社では、本総会を適法に成立させるために、本総会において議決権行使を行うことができる全ての株主に対して、議決権行使にあたり本株主の本違反行為等に対して注意喚起の書面（2022年8月15日発送）を送付いたしております。

記

1. 本総会にかかる事務手続きの状況と総会検査役の選任

当社では、2022年8月25日付の本総会の開催に先立ちまして、本総会において議決権行使を行うことができる株主の皆様に対して、2022年8月10日付で招集ご通知（以下「本招集通知」といいます。）を発送しております。

また、2022年7月22日付「当社株主による株主総会検査役の選任の申立てに関するお知らせ」及び同年8月9日「臨時株主総会の検査役選任に関するお知らせ」に記載のとおり、本総会の招集の方法及び決議の方法を調査するために、株主総会検査役が選任されております。

2. 当社の基本方針

前記1のとおり、本総会は8月25日に開催される所、本招集通知は同月10日に発送されており、会社法に定める法定期間を遵守しているものの、わずか中14日間しか、当社株主の皆様が本総会における議決権行使にあたり、賛否等を考えていただく時間がございません。

そのため、このように株主の皆様の議決権行使の検討期間が短いため、仮に本総会において違

法行為や委任状勧誘規制違反があった場合は、少なからず議決権行使の投票行動に影響することが予想されます。

当社としましては、委任状勧誘規制に重大な違反があり、本総会の決議の公正な成立が妨げられた場合等においては、決議の方法が「著しく不公正」であるとして決議取消事由に該当する可能性があり得るものと認識しておりますが、本株主の委任状勧誘行為が適法・適正に直ちに是正されることを期待して、本株主が本違反行為等をしている事実を確認した後に、警告書や抗議文を送付してまいりました。

しかしながら、本株主は、当社の2回の警告書や3回の抗議文に対し、本総会の開催日のわずか3日前の本日においても、なお、十分な対応がありませんでした。

そもそも、株主総会は株主の皆様の意思確認を行うために開催されるものであり、株主総会の運営は会社法、定款、委任状勧誘規制など各種法規制によって適正・適法に行われる必要があります。

株主総会は、仮に現経営陣と意見を異にする株主提案が提出され現経営陣と株主の間で意見対立が見られる場合であっても、会社は、株主の皆様のご意思を正しく株主総会に反映させるために、適正・適法な株主総会運営が求められております。

当社としましては、現経営陣の意見を異にしているため、本株主の本違反行為等に対して、警告書や抗議文を送付しているのではなく、取締役としての善管注意義務・忠実義務の観点から、本株主の本違反行為等に対して是正を求めているものです。

また、本株主はインターネットを用いて当社株主のみならず不特定多数の人に対して、本違反行為等が含まれる投稿を拡散し続けているものであり、当社の株主共同の利益にならない行為と認識しております。

そのため、当社は、本総会を適正・適法に運営するために、本株主に対して警告書や抗議文を送付するだけでなく、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して、注意喚起をしてまいりました。

しかしながら、当社としては、誠に遺憾ではありますが、本株主による本違反行為等により、当社株主の皆様が投票行動に影響が出ていると認識しています。

実際に、当社株主の皆様が閲覧していると考えられる当社のヤフーファイナンスの掲示板においても、本株主による本違反行為等の影響を受けたとみられる、当社の現経営陣らが Raging Bull 合同会社（所在地：東京都渋谷区、代表者：スニール・ジー・サドワニ、以下「RB社」といいます。）を通じて「会社資金を実質的に横領」したとの事実無根の内容の前提を取るコメントが多数投稿されるに至っております。

このことは、当社として、適正・適法な株主総会を開催する観点から、誠に遺憾な事態であるものと言わざるを得ません。

3. 当社取締役会の意見

2022年8月15日付「2022年6月期決算短信」に記載のとおり、2022年6月期の連結経営成績において、売上高832百万円、営業赤字1,298百万円、当期純損失5,120百万円を計上することとなり、株主の皆様にご迷惑・ご心配をおかけしてしまい、誠に申し訳ございません。

特に、同年4月19日付「債権の取立不能または取立遅延のおそれに関するお知らせ」以降に度々、適時開示してまいりましたとおり、当社は、RB社の詐欺的行為を見抜けずに取引をしてしまったことから、2022年6月期決算において特別損失3,429百万円を計上することとなりましたことにつき、当社は極めて重く受けとめております。

よって、本総会の本招集通知に記載のとおり、福田代表取締役及び野崎取締役は、事業の持続性の観点から、資金繰りが安定する等した後に速やかに退任いたします。

当社としては、上場会社として当局等に求められております法令遵守と適時開示ルールに基づき、ステークホルダーの皆様への正しい情報提供と本総会の本招集通知への情報記載をしてきております。

本総会においては、本株主が再三にわたり本違反行為等を行っていることから、改めて以下に、本日時点の当社取締役会の意見と事実認識をお知らせいたします。

なお、2022年7月22日付「追加調査を実施する第三者委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、R B社との取引全体に係る追加調査を第三者委員会が実施しておりますため、当社が現状では把握できていない新事実が発見される可能性等もあります。当該第三者委員会の調査報告書は適時開示予定となっております。

(1) 当社はR B社の詐欺的行為の被害者であること

当社の2022年6月期の大幅な業績悪化により株主の皆様に対してご迷惑をおかけしてしまっていることは前述のとおりではありますが、現経営陣は、R B社の詐欺的行為の被害者であって、同社の詐欺的行為に加担した事実はありません。ましてや、2022年8月12日付「当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」の記載のとおり、本株主が記載していた「株式会社オウケイウェイヴの取締役らがRaging Bull 合同会社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」などのような、当社の現経営陣が主体的にR B社を用いて会社資金の横領を行ったことは一切なく、全くの事実無根です。

当社は、2022年5月6日付「(開示事項の経過) 債権の取立不能または取立遅延のおそれのある取引先への対応に関するお知らせ」に記載のとおり、「当該取引先(その代表者)の行為は刑法上の詐欺罪に該当する可能性が高いと考えており」、既に、「適宜捜査機関と連携の上、そのような違法な行為をした者及び加担した者に適正な処罰がなされるように手配」をするなど、R B社の詐欺的行為による被害者として、捜査機関とのコミュニケーションを図っております。なお、こちらについては、捜査に進展がありましたら、当社としても適時開示を進めてまいります。

(2) 第三者委員会は中立・公平で客観的な追加調査を実施していること

2022年8月17日付「当社株主の委任状勧誘書類に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」に記載のとおり、第三者委員会は中立・公平で客観的な追加調査を実施しております。本株主は、現経営陣が設置した第三者委員会による調査では「お手盛りの危険が排除できず、客観的かつ十分な調査が実施されない可能性が否定できない」と主張しておりますが、このような事実は一切なく、全くの事実無根です。

第三者委員会の委員の選定は、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン(2010年7月15日公表、同年12月17日改訂)」に沿って実施しており、証券取引所や規制当局にも報告のうえ適切に人選しております。

そのため、本株主が主張する事実はありません。

また、2022年8月9日付「当社株主による事前質問状に対する回答に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、第三者委員会により詳細な事実関係が明らかになった後に関係者に対する法的措置等を執ることを検討しています。

(3)本総会を適正・適法に運営していること

当社は、本株主と意見対立があるとはいえ、当社の経営を委任された取締役として、本総会を適正・適法に運営しております。

前述のとおり、当社はR B社の詐欺的行為を見抜けずに取引をしてしまったことから多額の損失を計上することとなりましたことにつき、当社は極めて重く受け止めております。また、福田代表取締役及び野崎取締役は喫緊の課題解決後に速やかに取締役の地位を退任することを既に表明しております。

現経営陣には、自己保身目的は一切なく、株主共同の利益のために取締役の職務を遂行しており、法令遵守を第一として会社経営をしております。

当社が本株主に対して法令や委任状勧誘規制を遵守するように警告書や抗議文を送付してまいりましたのは、株主共同の利益のためであります。これに対して、本株主が本違反行為等の是正に応じなかったことの一因には、当社がR B社の詐欺的行為を見抜けず取引をしてしまい損失を計上してしまうなど、現経営陣の社会的信頼が低下していることがあるものと認識しており、当社にとっては痛恨の極みであります。

以上のとおり、当社は、株主の皆様、お客様、お取引先様、スタッフや地域社会など全てのステークホルダーのために、当社の事業存続を目指しており、一切の私心なく、株主共同の利益のために会社経営をしております。

本総会においては、株主の皆様の賢明なご判断をお願いするとともに、引き続き本株主には、適法な手続きを履践するように求めます。

以 上

<別紙> 本違反行為等及び本株主の送付書面にかかる当社適時開示

| 日付 | 適時開示名 | 記載内容 |
|------------|---|--|
| 2022年8月12日 | 「当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」 | <p>本株主が「オンライン説明会開催についてのお知らせ」というウェブページにおいて、オンライン説明会を実施する旨と、当該説明会で使用する説明資料「株式会社オウケイウェイヴ再建・再生のために」を公開。当該資料で「株式会社オウケイウェイヴの取締役らが Raging Bull 合同会社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」（10 頁）などと記載し、その前の 9 頁において、R B 社から当社の取締役である野崎取締役に対して矢印を引き「資金流入疑惑」と記載。</p> <p>これに対して、当社は、名誉毀損及び委任状勧誘規制違反であるとし、本株主に対して、第 1 回目となる 8 月 12 日付警告文（以下「第 1 回警告書」）を送付。併せて、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して注意喚起。</p> |
| 15 日 | 「2 回目となる当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」 | <p>本株主が第 1 回警告書を受領後、8 月 13 日に「株式会社オウケイウェイヴ再建・再生のために」を変更するも、新たに事実無根の虚偽の事実を断定的に記載。「株式会社オウケイウェイヴの取締役らが Raging Bull 合同会社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」（12 頁。変更前資料 10 頁に該当する部分）などの記載は変更せずに、その前の 11 頁（変更前資料 9 頁に該当する部分）の図・字句には訂正を加え、R B 社と当社の取締役である野崎取締役の間には双方向の矢印を引き「資金流入疑惑」との文言を抹消して新たに「個人メール」と記載しましたが、R B 社から矢印が引かれ「資金流入」との記載がある廣瀬氏（社外取締役）と当社の取締役である野崎取締役の間に、新たに双方向の矢印を引いたうえで R B 社・廣瀬氏・野崎氏の中央に「三者間で回す」との記載を加える変更をして新たに説明会資料を公開。</p> <p>8 月 15 日時点では、R B 社・廣瀬氏・野崎氏の中央に「三者間で回す」と記載していた部分を削除したものの、変更後も「株式会社オウケイウェイヴの取締役らが Raging Bull 合同会社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」などの記載は維持。</p> <p>さらに当社は、8 月 15 日に、本株主が、多数の当社株主に対して、委任状勧誘行為の一環として、本株主を代理人と指定する委任状とともに 2022 年 8 月吉日付「株式会社オウケイウェイヴ臨時株主総会における議決権の代理行使のお願い」と題した文書、及び、「～ 私共が株主提案をした理由等について～」と題した文書を送付している事実を確認。前者では「オウケイウェイヴの取締役らが R B 社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」（2 頁）、「野崎正徳氏がわざわざ会社のメールアドレスではなく、個人のメールアドレスを利用して、R B 社関係者と本投資実行に関するやりとりをしていたことからすると、当初から本投資にやましい点があったとしか考えられず」（2 頁）と赤字で下線を引き強調して記載し、「オウケイウェイヴの取締役らが R B 社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態であり、その責任は極めて重大なものと言えます」（4 頁）などと記載。後者では「オウケイウェイヴの取締役らが R B 社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」（3 頁）と記載し、その後で「野崎正徳氏がわざわざ会社のメールアドレスではなく、個人のメールアドレスを利用して、R B 社関係者と本投資実行に関するやりとりをしていたことからすると、当初から本投資にやましい点があったとしか考えられず」（3 頁）と記載。</p> <p>これに対して、当社は、名誉毀損及び委任状勧誘規制違反であるとし、本</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| | | 株主に対して、第2回目となる8月15日付警告書を送付。併せて、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して注意喚起。 |
| 16日 | 「当社株主への警告書に対する回答書への当社意見に関するお知らせ」 | <p>当社は、本株主の代理人弁護士より、第1回警告書に対する2022年8月15日付回答書を受領し、回答書に対する当社意見を表明。</p> <p>本株主は「『疑惑』と記載があるため名誉毀損罪に当たらないとの主張」をしておりましたが、当社は、「本株主は、『資金流入疑惑』と『疑惑』と記載すれば、人の名誉を毀損したとしても、事実を摘示していないかのような主張をしておりますが、名誉毀損の裁判例によれば『疑惑』と表示したからといって、名誉毀損に該当しなくなることはありません。」などと本株主が違法な名誉毀損行為に該当する可能性がある旨を回答。</p> <p>本株主は「野崎取締役が個人メールアドレスを使っていたために『資金流入疑惑』があるとの主張」をしておりましたが、当社は、「当社の取締役である野崎取締役が個人のメールアドレスで、R B社関係者とやりとりをしていたことのみをもって、野崎取締役が『横領』などという刑法上の犯罪行為を犯したかのような記載のある本件文書をインターネットで公開することが許されるはずありません。」などと回答。</p> |
| 16日 | 「当社株主のインターネット上の投稿に対する当社意見の表明及び注意喚起に関するお知らせ」 | <p>当社は、本株主が、当社が既に2020年9月29日開催の第21回定時株主総会以降3回の株主総会にわたり実施している、本総会において議案に対する賛否と行使方法を問わず議決権行使を行う株主に対して500円分のQ U Oカードを交付すること（以下「本Q U Oカード交付」といいます。）が会社法違反であると断定する投稿（以下あわせて「本件投稿」といいます。）の存在を確認。</p> <p>本株主は、当社のYahooファイナンスの掲示板において、2022年8月13日7時4分に「クオカードについてですが、非常にグレーというか、黒に近いです。会社側は直近、私に対して警告をしてきましたが、このクオカードの件の方がよっぽど違法性が高いです。私の代理人であるニューポート法律事務所さんからもその指摘がされています。※私の場合は野崎さんへの名誉毀損かと思いますが、クオカードは会社法違反でしょうか。」（当社と本株主以外の個人アカウントの方のハンドルネームは削除し、誤字については修正しています。）、及び、「おそらく会社側は会社法違反になる可能性も覚悟のうえで、今回の臨時株主総会に臨んでいるのではないのでしょうか。」などと投稿。</p> <p>Twitterアカウントにおいて、2022年8月13日7時43分に「#OKWA VEですが、会社法120条の禁止する利益供与にあたる、クオカードの提供を約束してまで議決権集めをしてきました。。。参考になる過去の判例はこちら。「同封」がされていないことだけが、今回と下記判例の異なる部分かな。#コンプライアンス」（引用された法律事務所のURLは削除しています。）などと投稿。</p> <p>Facebookにおいて、2022年8月14日の投稿で「今、OKWA VEは会社法違反の可能性もある行為をしながらとても積極的な委任状勧誘活動をされていまして」などと投稿。</p> <p>これらに対して、当社は「Q U Oカードは、上述のとおり、既に当社が2020年9月29日開催の第21回定時株主総会、2021年6月28日開催の臨時株主総会、同年9月28日開催の第22回定時株主総会にて実施しているものであり、2022年8月25日に予定されている臨時株主総会において初めて実施するものではありません。Q U Oカードの金額につきましても、従前の株主総会における金額と同額（500円）であり、社会通念上許容される相当な金額です。第7波の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| | | <p>株主の皆様のご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただく代わりに、議決権行使書による事前の議決権行使をお願いし、かかる主旨から、当日出席いただく株主様へのお土産を廃止し、議決権を有効に行使いただきました株主様全員に対し、会社提案、株主提案のいずれの賛否を問わず、また一部行使の場合を含め、事前の議決権行使書による行使、当日の出席による行使、委任状による行使を問わず、500円分のQUOカードを贈呈させていただくとしたものであり、本QUOカードの交付と会社議案への賛成とを結びつけているものではないことは明らかです。一方、本株主が法律事務所のURLを通じて引用した『モリテックス事件』の裁判例は、QUOカードの提供が当該株主総会において初めて行ったものであり、株主に郵送されたはがきに会社提案への賛同とQUOカードの贈呈の相互の関連性を印象付ける記載などがなされていた事案であり、本総会における本QUOカードの交付とは全く事案を異にするものです。よって、当社では、本株主が指摘する会社法120条違反の問題は生じないものと認識しております。」と意見表明。</p> <p>当社は、本株主の上記投稿が委任状勧誘規制違反のおそれがあるとし、本株主に対して、第1回目となる8月16日付抗議文を送付。併せて、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して注意喚起。</p> |
| 17日 | 「当社株主による嚴重抗議書（クオカード贈呈の中止要請）に対する回答に関するお知らせ」 | <p>当社は、本株主の代理人弁護士より、本QUOカード交付について、2022年8月15日付「嚴重抗議書（クオカード贈呈の中止要請）」を受領し、同書面に対する当社意見を表明。</p> <p>本株主は「本QUOカード交付は、会社法120条1項が禁止する会社から株主への利益供与に該当すること、そして、本総会において、仮に貴社経営陣が推薦する取締役候補者の選任議案（第1号議案）が承認可決されたとしても、当該決議の方法が、法令に違反し又は著しく不公正なものとして、決議取消事由（会社法831条1項1号）に該当することは明らかと言えます（東京地裁平成19年12月6日金融・商事判例1281号37頁参照。）。したがって、本株主は、至急、本QUOカード交付を中止し、すでに、貴社が委任状勧誘した株主、及び貴社に対し議決権を行使した株主への連絡することを貴社（現経営陣）に対し求めます。」と主張をしておりましたが、当社は、「8月16日付『当社株主のインターネット上の投稿に対する当社意見の表明及び注意喚起に関するお知らせ』に記載のとおり、当社では、本QUOカード交付について、本株主が指摘する会社法120条違反の問題は生じないものと認識しております。」「本株主が指摘する『東京地裁平成19年12月6日金融・商事判例1281号37頁参照』、すなわち『モリテックス事件』の裁判例は、QUOカードの提供が当該株主総会において初めて行ったものであり、株主に郵送されたはがきに会社提案への賛同とQUOカードの贈呈の相互の関連性を印象付ける記載などがなされていた事案であり、本総会における本QUOカードの交付とは全く事案を異にするものです。」と意見表明。</p> <p>また、本株主は、2022年8月16日14時37分の「泥仕合の様相を呈してきました。」と題するnote投稿において、本QUOカード交付について、「会社法120条1項が禁止する会社から株主への利益供与にあたり、仮に会社提案の第1号議案が承認可決された場合には無効になります。」「個人的には、株主の方に対して金品を使って買収のような行為を行うというのは、卑怯なだけでなく、今この状況で真剣に議決権を行使しようと思っている、迷っている株主の方を馬鹿にしているとも感じます。会社法まで犯して、株主から票を買い、なぜそこまで福田さんと野崎さんが取締役の地位に</p> |

| | | |
|-----|-------------------------------------|---|
| | | <p>固執されているのか、いまだに私には理解できません。。。」と投稿。</p> <p>これに対して、当社は、「引用する裁判例と本件の上記当社回答で述べた明らかな事案の違いを説明せず、本件Q U Oカード交付が『会社法 120 条の禁止する利益供与にあたる』と断定的な法的評価を記載している点で、誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けており」委任状勧誘規制違反のおそれがあるとし、本株主に対して、第2回目となる8月17日付抗議文を送付。併せて、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して注意喚起。</p> |
| 17日 | 「当社株主の委任状勧誘書類に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」 | <p>本株主が、多数の当社株主に対して、委任状勧誘行為の一環として、本株主を代理人と指定する委任状、「委任状記載要領」、「株式会社オウケイウェイヴ臨時株主総会における議決権の代理行使のお願い」と題した文書、及び「～ 私共が株主提案をした理由等について～」と題した文書等の送付をしており、これに対して当社は意見表明。</p> <p>本株主は「このような事態に発展した以上、現経営陣が、本投資額に見合ったR B社の実態把握、資金繰り及び財務リスクに対する綿密な調査など最低限必要と認められる善良なる管理者としての注意義務を怠っていたことは、火を見るより明らかです。」(1頁)と主張しておりましたが、当社は「本株主は、当社がR B社の詐欺的行為により債権の取立不能にあるという結果のみをもってして、現経営陣が会社法に定める取締役として善管注意義務を違反していたかのように主張しており」、「調査委員会の多数意見としては『本件投資を決定した取締役会決議の意思決定について、決定の過程に軽率な部分は認められるものの、過程・内容に著しく不合理な点があったとまではいえず、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと考えられる。』(31頁)と評価されているものであり、事実と異なります。」、そして「当社としては、本株主が、このような事実と異なる憶測で本総会における委任状勧誘行為をしていることにつき誠に遺憾に思います。」と意見表明。</p> <p>本株主は「野崎正徳氏は、わざわざ個人のメールアドレスを利用して、R B社関係者と本投資実行に関するやりとりをしていたことが確認されました。仮にこれらの資金流入が真実であるとすれば、オウケイウェイヴの取締役らがR B社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」などと記載しておりますが、当社は「R B社から当社の取締役である野崎取締役が個人のメールアドレスを利用してやりとりをしていることだけをもって、本株主は確実な資料・根拠もなく一般株主をして野崎取締役が『横領』などという刑法上の犯罪行為を犯したかのように誤認させる記載を行っており、このことは違法な名誉毀損行為」と意見表明。</p> <p>本株主は「現経営陣ないし現経営陣が設置する第三者委員会による調査では、お手盛りの危険が排除できず、客観的かつ十分な調査が実施されない可能性が否定できない」などと主張しますが、当社は「『前回調査に引き続き中立・公正で客観的な調査等を実施するため、当社と利害関係を有さない外部の専門家で構成される、追加調査を実施する第三者委員会の設置』をしており」、また「第三者委員会の委員の選定に際しては、日本弁護士連合会『企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン』(2010年7月15日公表、同年12月17日改訂)に沿って行っており」、「第三者委員会は、本株主が指摘するような『お手盛りの危険』は一切なく、当該記述についても、憶測にすぎず、事実と異なります。」と回答。</p> |
| 19日 | 「当社株主が『臨時株主総会に関する補」 | <p>当社は、「【株主提案 補足説明資料在中】株式会社オウケイウェイヴ株主の皆様へ 臨時株主総会に関する補足資料」という封筒を送付している事実、及び、当該封筒の中に、インターネット・メディアであるM&A On</p> |

| | |
|--|--|
| <p>足資料』とする記事に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」</p> | <p>lineの2022年8月5日付「オウケイウェイヴに疑惑発覚、CVCを使って資金流出を画策したか」と題した記事を同封している事実を把握したので、当該記事に対する当社意見を表明。</p> <p>当該記事では「2021年12月に組成したコーポレートベンチャーキャピタル「OK FUND L. P (オウケイファンド エル・ピー)」を使い、資金の流出を画策したのではないかというものです。」と記載があったが、当社は「当社グループにおいてベンチャー投資を行うために設立された当社CVCでの投資活動、及び、当社CVCの代表者である佐久間将司氏(公認会計士・税理士)が関与していた他社事案のみをもってして、当社経営陣が『資金の流出を画策した』と主張しています。しかし、当社及び当社CVCの経営陣が、任務に違背して、資金の流出を画策したような事実は把握しておりません。」と意見表明。</p> <p>当該記事では、「2022年5月25日にアップライツは資本金額を4億4,248万円減少し、資本金を1億円にする減資」を行っていることについて、「真の目的が有償減資だったとすれば問題」とし、アップライツの有償減資を通じて、代表者の山田氏に資金が流出しているかのような記載をし、また、「公告で出されているアップライツの貸借対照表は2020年12月期のもの。本来は株主総会が行われた直前期である2021年12月期の貸借対照表を出さなければなりません。2020年12月期の貸借対照表はオウケイウェイヴの増資前のものであり、減資によってどのような財務状況になるのかがわかりません。意図的に有償減資を匂わせる痕跡を消しているようにも見受けられます。手続きが正しく行われていないのであれば、この減資は成立しない可能性もあります。」と記載があったが、当社は、アップライツが2022年5月11日付臨時株主総会で決議した減資が「税務上のメリットを得て実効税率を下げ、創出するキャッシュ・フローを最大化することを目的として実施したものであり、当社及びアップライツの株主共同の利益のために実施したもの」であること、「アップライツが減資の後、現在まで、剰余金の配当を行った事実もありません。」、「アップライツは当社子会社となった後、当社の事業年度・決算月である6月に合わせるため、2021年12月25日付臨時株主総会において決算月を12月から6月に変更する定款変更を行っているため、最終貸借対照表が2020年12月期決算となるに過ぎません。」とし、「本件記事は、確実な資料・根拠もなく、当社及び当社CVCの現経営陣が『資金の流出を画策した』と背任行為を犯したかのように誤認させる記載をしており、このことは極めて遺憾です。」と意見表明。</p> <p>当社としては、本株主が、このような事実と異なる憶測の記事をもって、本総会における委任状勧誘行為をしていることにつき誠に遺憾に思うとともに、3回目となる抗議文を送付。併せて、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して注意喚起。</p> |
|--|--|